

(継続中事件)

基本事件 平成 令和 年(家)第 号 【未成年者: 様】

後見等事務報告書(定期報告用)

(報告期間: 令和 年 月 1日~令和 年 月 末日)

令和 年 月 日

住所

《未成年後見人》

印

電話番号

1 未成年者の生活状況について

(1) 前回報告以降、未成年者の住居所に変化はありましたか。

変わらない 以下のとおり変わった

(「以下のとおり変わった」と答えた場合) 変わったことが確認できる資料(住民票, 入院や施設入所に関する資料など)を本報告書とともに提出してください。

【住民票上の住所】

.....
【実際に住んでいる場所】(入院先, 入所施設などを含みます)
.....

(2) 前回報告以降、未成年者の職業、学校等に変更はありましたか。

変わらない 以下のとおり変わった

新しい職場, 学校等の名称 :

転就職, 転入学した日 :

その他参考事項 :

(3) 未成年者の健康状態はどうか。

良好 以下のとおり

.....
.....
.....

(4) その他, 未成年者の生活状況について変化はありましたか。

良好 以下のとおり

.....
.....
.....

2 未成年者の財産状況について

(1) 前回報告以降、定期的な収入（年金、賃料など）に、変化があった項目はありましたか。

ない ある（増えた、減った、なくなった）

（「ある」と答えた場合）その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。
また、変化があったことが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

.....
.....
.....

(2) 前回報告以降、1回につき10万円を超える臨時的収入（保険金、不動産売却、株式売却など）がありましたか。

ない ある

（「ある」と答えた場合）その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。
また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

.....
.....
.....

(3) 前回報告以降、未成年者が得た金銭は、全額、今回コピーを提出した通帳に入金されていますか。

はい いいえ

（「いいえ」と答えた場合）入金されていないお金はいくらで、現在どのように管理していますか。また、入金されていないのはなぜですか。以下にお書きください。

.....
.....
.....

(4) 前回報告以降、定期的な支出（生活費、入院費、住居費、施設費など）に、変化があった項目はありましたか。

ない ある（増えた、減った、なくなった）

（「ある」と答えた場合）その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。
また、変化があったことが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

.....
.....
.....

(5) 前回報告以降、1回につき10万円を超える臨時的支出（医療費、修繕費、自動車購入、冠婚葬祭など）がありましたか。

ない ある

（「ある」と答えた場合）その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。
また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

.....
.....
.....

(6) 前回報告以降、未成年者の財産から、未成年者以外の人（未成年者の配偶者、親族、後見人自身を含みます）の利益となるような支出をしたことがありますか。

ない ある

（「ある」と答えた場合）誰のために、いくらを、どのような目的で支出しましたか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

.....
.....
.....

3 あなたご自身について

次の(1)から(6)までについて、該当するものがありますか。

(1) 他の家庭裁判所で後見人等を解任された

該当しない 該当する

(2) 破産者で復権していない

該当しない 該当する

(3) 未成年者に対して訴訟をしたことがある者、または、その配偶者又は親子である

該当しない 該当する

(4) 現在の職業（会社員、自営業、無職等）・勤務先

以前と変わらない （職業：_____ 勤務先：_____）

(5) 平均手取月収・主な収入（給料、農業経営、会社経営、個人経営、年金等）

以前と変わらない （月収：_____ 主な収入：_____）

(6) 負債の有無・額・種類（住宅ローン、マイカーローン、保証債務、その他の借入金債務等）

ない ある（負債の額：約_____万円 種類：_____）

4 その他

上記報告以外に裁判所に報告しておきたいことはありますか。

特にない 以下のとおり

.....
.....
.....

※ がある箇所は、必ずどちらか一方のにレ点（又は■）を入れてください。

※ 完成したら、裁判所に提出する前にコピーを取って、次回報告まで大切に保管してください。

※ 報告内容に問題があったり、必要な資料が提出されていない場合には、詳しく調査するために家庭裁判所に出頭していただく、調査人や監督人等を選任することがあります。